

第 1 回武蔵村山市行財政運営懇談会

会 議 次 第

日 時：平成 22 年 12 月 22 日（水）

午前 10 時から

場 所：市役所 市公室

時間配分	日 程	内 容
10:00～10:10	委員の委嘱等	○委嘱書の交付 ○市長挨拶 ○委員の紹介 ○事務局職員の紹介
10:10～10:15	報告事項 1	○行財政運営懇談会の所掌事項等について 1 行財政運営懇談会設置要綱 2 行財政運営懇談会の会議の開催予定 3 第五次行政改革大綱の策定スケジュール
10:15～11:00	報告事項 2	○本市の財政状況及び職員数の状況について 1 本市の財政状況 2 本市の職員数の状況
11:00～11:10	議 題 1	○会長及び副会長の互選について 1 会長の互選 2 副会長の互選
11:10～11:15	議 題 2	○会議の公開に関する運営要領の制定について
11:15～11:30	議 題 3	○その他 1 次回以降の会議の開催日程 2 その他
	閉 会	

○武蔵村山市行財政運営懇談会委員名簿

(平成22年12月22日委嘱)

氏 名	選 出 区 分	備 考
根 本 次 男	識見を有する者 (設置要綱第3条第1号該当)	税理士
細 川 和 憲	識見を有する者 (設置要綱第3条第1号該当)	大学教授
荒 幡 善 政	公共的団体の代表者等 (設置要綱第3条第2号該当)	武蔵村山市公立学校PTA連合会
鈴 木 明 美	公共的団体の代表者等 (設置要綱第3条第2号該当)	武蔵村山市自治会連合会
米 原 義 春	公共的団体の代表者等 (設置要綱第3条第2号該当)	武蔵村山市商工会
猪 志 乃	公募による武蔵村山市民 (設置要綱第3条第3号該当)	公募 (女性)
細 野 敏 彦	公募による武蔵村山市民 (設置要綱第3条第3号該当)	公募 (男性)

(順不同：敬称略)

報告事項 1 行財政運営懇談会の所掌事項等について

1 行財政運営懇談会設置要綱

(1) 懇談会の設置目的（設置要綱第1条）

武蔵村山市の行財政に係る課題を総合的見地から調査検討し、もって市民に開かれた簡素で効率的な市政運営の実現に資するため、武蔵村山市行財政運営懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(2) 懇談会の所掌事項（設置要綱第2条）

懇談会は、次に掲げる事項を調査検討し、市長に報告する。

ア 今後の行財政運営のあり方に関すること。

イ 行政改革の方策に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

※ 武蔵村山市第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針（平成22年8月13日行政改革本部本部長決裁）に基づき行政改革本部において検討した行政改革の方策等（大綱素案）について多角的な視点から調査検討し、その結果を市長に報告する予定である。

(3) 懇談会の組織（設置要綱第3条）

懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員7人をもって組織する。

ア 識見を有する者 2人

イ 公共的団体の代表者等 3人

ウ 公募による武蔵村山市民 2人

※ 識見を有する者及び公共的団体の代表者等については関係団体に推薦を依頼し、公募による武蔵村山市民については本年9月から10月にかけて市報等で募集を行った。

(4) 委員の任期（設置要綱第6条）

委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了をもって満了する。

※ 市長への報告時期（任期満了）は、平成23年3月上旬を予定している。

2 行財政運営懇談会の会議の開催予定

懇談会の会議については、平成23年3月初旬までを目途に、本日を含めて計6回程度開催する予定である。

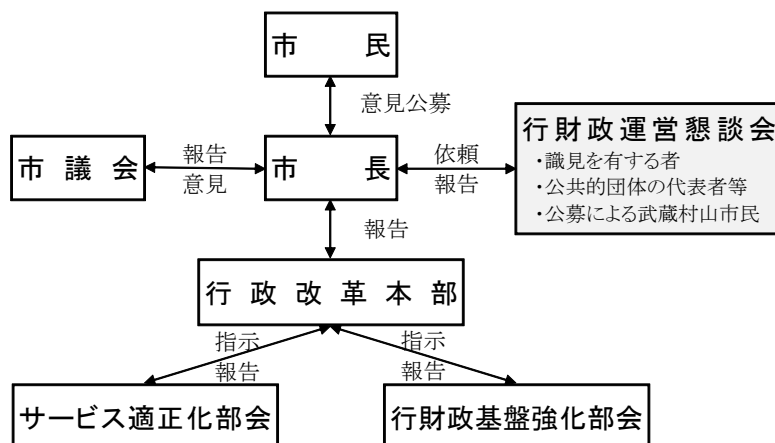
区分	期 日	主 な 内 容
第 1 回	平成22年 12月22日(水)	○委員の委嘱等 ○会長及び副会長の互選について ○会議の公開に関する運営要領の制定について
第 2 回	平成23年 1月上旬	○所掌事項の調査検討について (行政改革の取組状況、第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針)
第 3 回	1月下旬	○所掌事項の調査検討について (行政改革の方策等)
第 4 回	2月上旬	○所掌事項の調査検討について (行政改革の方策等)
第 5 回	2月中旬	○所掌事項の調査検討について (行政改革の方策等)
第 6 回	3月初旬	○所掌事項の調査検討について (報告書(案)の検討)

3 第五次行政改革大綱の策定スケジュール

第五次行政改革大綱の策定に向けた想定スケジュールは、次のとおりである。

区分	日 程			備 考		
	平成 22 年 11 月	12 月	平成 23 年 1 月	2 月	3 月	
行政改革本部						
専門部会						
行財政運営懇談会						6 回程度 (12/22～)
各課意見照会						
意見公募手続						市報 2/1 号 市ホームページ 他
市議会						全員協議会
庁議						

【行政改革大綱の策定体制】



○武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱

〔平成17年6月1日〕
訓令(乙)第107号

(設置)

第1条 武蔵村山市の行財政に係る課題を総合的見地から調査検討し、もって市民に開かれた簡素で効率的な市政運営の実現に資するため、武蔵村山市行財政運営懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を調査検討し、市長に報告する。

- (1) 今後の行財政運営のあり方に関すること。
- (2) 行政改革の方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員7人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 2人
- (2) 公共的団体の代表者等 3人
- (3) 公募による武蔵村山市民 2人

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱（平成12年武蔵村山市訓令(乙)第69号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月24日訓令(乙)第22号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

報告事項 2 本市の財政状況及び職員数の状況について

1 本市の財政状況

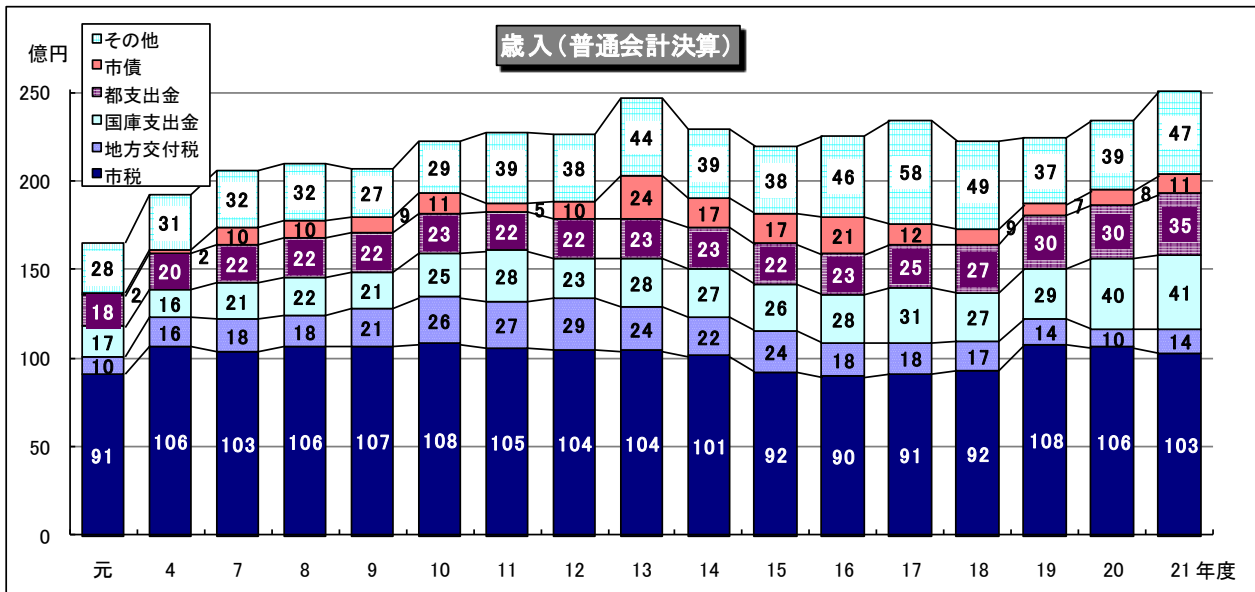
(1) 平成21年度普通会計決算の状況

別添「平成21年度普通会計決算 グラフで見た武蔵村山市の財政状況」のとおり。

(2) 歳入の推移（普通会計決算ベース）

（単位：千円）

年度	合計	市 税		地方交付税	国庫支出金	都 支 出 金	市 債	そ の 他	
		合計	うち市民税						うち固定資産税
元	16,516,294	9,076,931	4,869,402	3,186,420	992,761	1,688,977	1,768,138	154,400	2,835,087
2	18,407,559	9,886,310	5,574,717	3,302,573	1,433,701	1,610,822	1,864,416	91,700	3,520,610
3	18,776,280	10,113,066	5,411,200	3,589,597	767,611	1,586,401	1,932,902	57,000	4,319,300
4	19,205,261	10,641,016	5,347,747	4,131,075	1,611,607	1,638,345	2,041,539	154,800	3,117,954
5	19,855,674	10,595,649	5,066,327	4,350,459	1,351,442	1,863,546	2,263,476	577,000	3,204,561
6	20,252,871	10,116,259	4,382,594	4,533,424	1,755,297	2,037,921	2,172,534	1,115,800	3,055,060
7	20,568,363	10,339,675	4,409,855	4,664,718	1,815,220	2,076,536	2,167,301	976,600	3,193,031
8	20,982,580	10,604,980	4,542,768	4,757,555	1,752,406	2,220,894	2,180,654	1,033,000	3,190,646
9	20,659,494	10,669,688	4,505,530	4,751,019	2,091,091	2,096,479	2,213,017	881,900	2,707,319
10	22,183,670	10,798,240	4,358,916	4,983,223	2,621,106	2,492,136	2,260,476	1,146,300	2,865,412
11	22,697,275	10,534,613	3,892,737	5,174,673	2,676,944	2,833,651	2,204,051	520,800	3,927,216
12	22,609,705	10,426,449	3,983,536	5,010,613	2,930,508	2,257,304	2,238,741	968,000	3,788,703
13	24,626,641	10,406,714	4,128,795	4,874,468	2,443,948	2,750,589	2,276,703	2,395,000	4,353,687
14	22,913,015	10,099,843	3,475,606	4,726,676	2,201,377	2,727,303	2,308,800	1,659,351	3,916,341
15	21,917,054	9,164,722	3,323,298	4,497,070	2,382,138	2,644,148	2,246,633	1,705,700	3,773,713
16	22,536,192	8,974,716	3,264,010	4,384,026	1,834,344	2,770,163	2,271,173	2,117,700	4,568,096
17	23,417,421	9,112,975	3,344,346	4,452,411	1,765,221	3,051,561	2,457,037	1,199,100	5,831,527
18	22,188,363	9,248,841	3,701,539	4,238,543	1,719,077	2,704,210	2,685,339	917,100	4,913,796
19	22,392,676	10,772,724	4,729,300	4,688,401	1,392,832	2,888,888	2,959,504	685,350	3,693,378
20	23,379,696	10,597,058	4,538,495	4,694,970	979,781	4,007,291	3,044,291	833,600	3,917,675
21	25,094,389	10,266,979	4,218,177	4,691,204	1,389,137	4,106,874	3,511,689	1,082,800	4,736,910



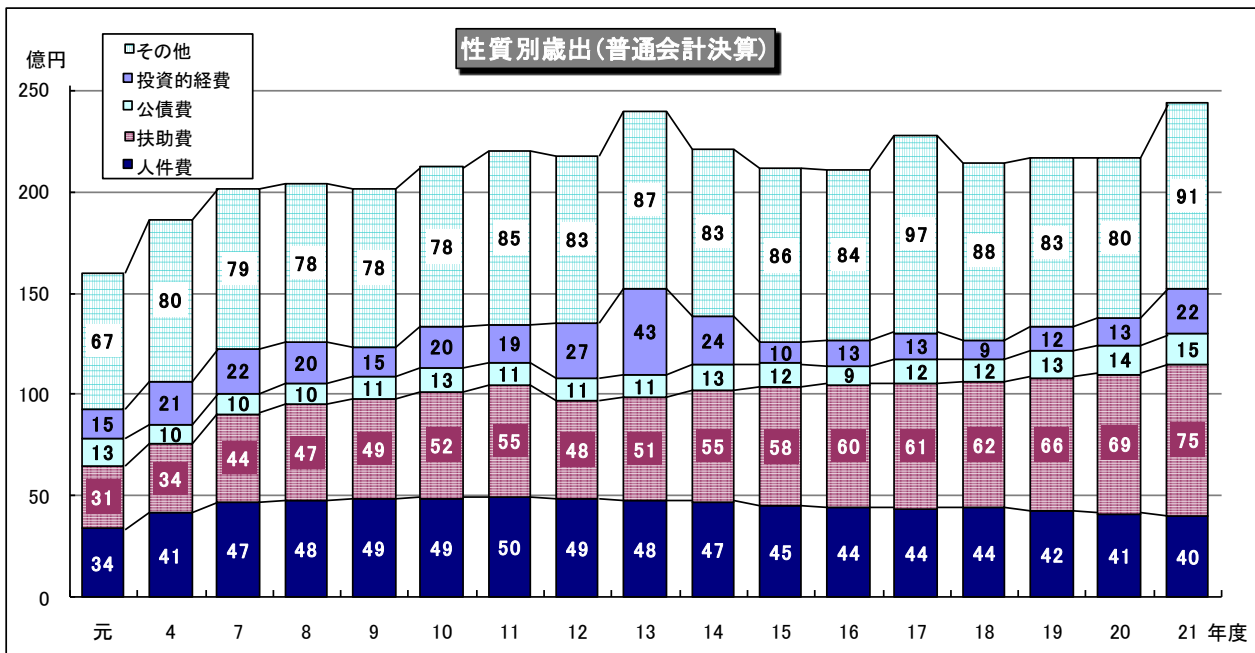
■地方交付税は、国の三位一体の改革により、平成16年度から減少している。

■国庫支出金は、平成20年度が定額給付金給付費補助金により、平成21年度が小中一貫校補助金等により増加した。

(3) 歳出の推移（普通会計決算ベース）

（単位：千円）

年度	合計	義務的経費			投資的経費	その他	
		合計	人件費	扶助費			公債費
元	15,999,893	7,827,985	3,389,471	3,110,072	1,328,442	1,470,747	6,701,161
2	18,037,185	7,922,188	3,648,335	3,220,252	1,053,601	2,065,103	8,049,894
3	18,366,167	8,126,538	3,833,381	3,261,171	1,031,986	2,861,297	7,378,332
4	18,658,344	8,543,522	4,143,340	3,409,119	991,063	2,111,180	8,003,642
5	19,219,500	9,105,581	4,360,331	3,768,932	976,318	2,413,596	7,700,323
6	19,653,235	9,613,842	4,448,687	4,085,270	1,079,885	2,471,245	7,568,148
7	20,145,914	10,075,440	4,667,361	4,394,954	1,013,125	2,203,328	7,867,146
8	20,363,421	10,548,591	4,773,859	4,727,422	1,047,310	2,017,334	7,797,496
9	20,183,108	10,885,443	4,866,226	4,893,644	1,125,573	1,456,420	7,841,245
10	21,208,451	11,352,010	4,892,741	5,209,066	1,250,203	2,022,932	7,833,509
11	21,988,130	11,587,106	4,970,676	5,487,413	1,129,017	1,869,058	8,531,966
12	21,796,980	10,793,553	4,857,027	4,825,378	1,111,148	2,692,295	8,311,132
13	23,974,083	10,963,143	4,753,619	5,076,106	1,133,418	4,289,351	8,721,589
14	22,117,851	11,461,897	4,718,072	5,476,208	1,267,617	2,383,132	8,272,822
15	21,138,245	11,526,987	4,501,284	5,841,880	1,183,823	1,048,380	8,562,878
16	21,109,472	11,436,890	4,447,088	6,047,084	942,718	1,253,274	8,419,308
17	22,755,365	11,727,506	4,380,418	6,145,640	1,201,448	1,319,290	9,708,569
18	21,448,459	11,753,399	4,419,506	6,177,345	1,156,548	927,965	8,767,095
19	21,650,348	12,139,601	4,240,361	6,580,961	1,318,279	1,208,227	8,302,520
20	21,705,294	12,443,727	4,136,728	6,863,502	1,443,497	1,310,662	7,950,905
21	24,350,929	12,971,755	4,033,979	7,452,858	1,484,918	2,245,467	9,133,707

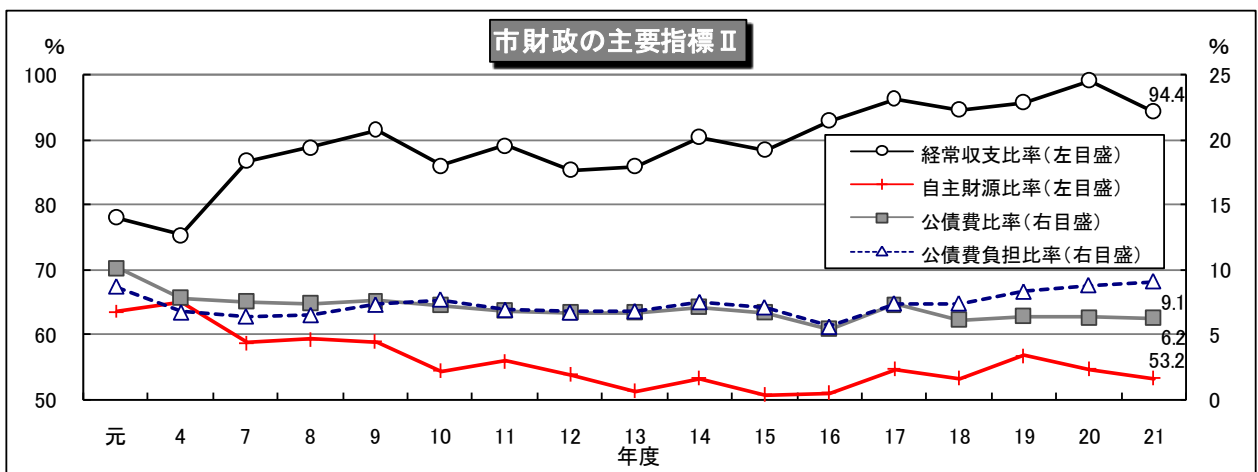
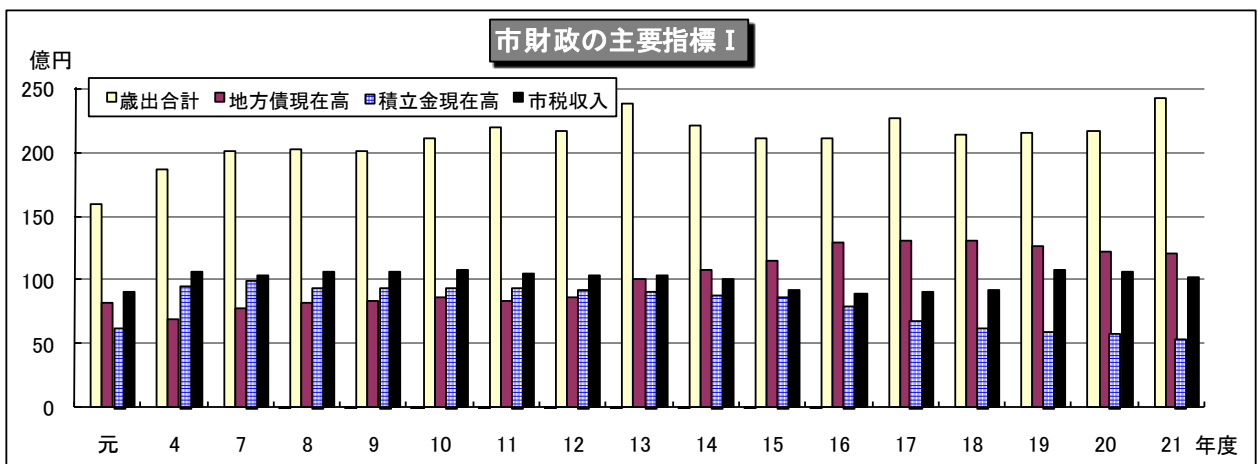


- 人件費は、平成9年度から定員適正化計画を策定し、職員定数の適正化に努めてきた結果、減少傾向にある。
- 扶助費は、介護保険制度の導入に伴い平成12年度は減少したが、その後、再び増加に転じている。
- 公債費は、平成6年度以降、国の政策減税により減税補てん債の発行が認められ増加に転じた。平成13年度以降、地方交付税の一部が臨時財政対策債に振り替えられ、近年、微増傾向にある。
- 投資的経費は、市民総合センター、温泉施設、総合体育館の整備に伴い、平成13年度において増加した。
- その他のうち、物件費は、指定管理者制度への移行等に伴い減少傾向にあるが、補助費等は、平成17、18年度に瑞穂斎場組合への加入に伴う負担金により増加した。

(4) 主要財政指標の推移（普通会計決算ベース）

(単位：千円，%)

年度	歳出合計	地方債現在高	積立金		公債費率	公債費負担比率	経常収支比率	財政力指数	自主財源比率	市税収入
			現在高	うち財調						
元	15,999,893	8,221,954	6,124,662	2,926,072	10.1	8.7	78.0	0.836	63.6	9,076,931
2	18,037,185	7,788,123	8,440,135	3,346,938	9.6	7.5	69.7	0.841	64.0	9,886,310
3	18,366,167	7,307,183	8,520,088	2,814,869	8.7	7.3	76.1	0.890	68.9	10,113,066
4	18,658,344	6,930,243	9,467,960	3,037,201	7.8	6.7	75.3	0.874	64.9	10,641,016
5	19,219,500	6,961,246	9,797,011	2,960,500	7.7	6.6	81.4	0.883	62.6	10,595,649
6	19,653,235	7,429,632	10,105,350	2,996,904	7.9	6.9	83.9	0.850	57.9	10,116,259
7	20,145,914	7,822,036	9,967,885	2,815,566	7.5	6.4	86.8	0.845	58.7	10,339,675
8	20,363,421	8,229,324	9,399,632	2,216,864	7.4	6.5	88.9	0.837	59.3	10,604,980
9	20,183,108	8,394,770	9,371,351	2,263,805	7.6	7.3	91.5	0.834	58.8	10,669,688
10	21,208,451	8,675,219	9,397,881	2,288,674	7.2	7.7	86.0	0.815	54.3	10,798,240
11	21,988,130	8,414,993	9,357,896	2,054,588	6.8	6.9	89.1	0.792	55.8	10,534,613
12	21,796,980	8,585,249	9,195,405	2,577,638	6.7	6.7	85.3	0.771	53.8	10,426,449
13	23,974,083	10,127,746	9,030,188	3,189,945	6.7	6.8	85.9	0.776	51.3	10,406,714
14	22,117,851	10,768,157	8,749,322	3,236,044	7.1	7.5	90.4	0.785	53.1	10,099,843
15	21,138,245	11,526,359	8,665,116	3,228,540	6.7	7.1	88.5	0.790	50.6	9,164,722
16	21,109,472	12,908,068	7,953,889	2,666,693	5.4	5.6	93.0	0.799	50.9	8,974,716
17	22,755,365	13,106,236	6,793,083	1,613,957	7.3	7.4	96.4	0.806	54.5	9,112,975
18	21,448,459	13,071,865	6,128,706	1,293,840	6.1	7.4	94.7	0.826	53.1	9,248,841
19	21,650,348	12,647,294	5,893,794	1,141,643	6.4	8.3	95.7	0.843	56.7	10,772,724
20	21,705,294	12,238,852	5,754,238	1,103,013	6.3	8.8	99.2	0.872	54.6	10,597,058
21	24,350,929	12,028,806	5,365,413	1,045,684	6.2	9.1	94.4	0.886	53.2	10,266,979

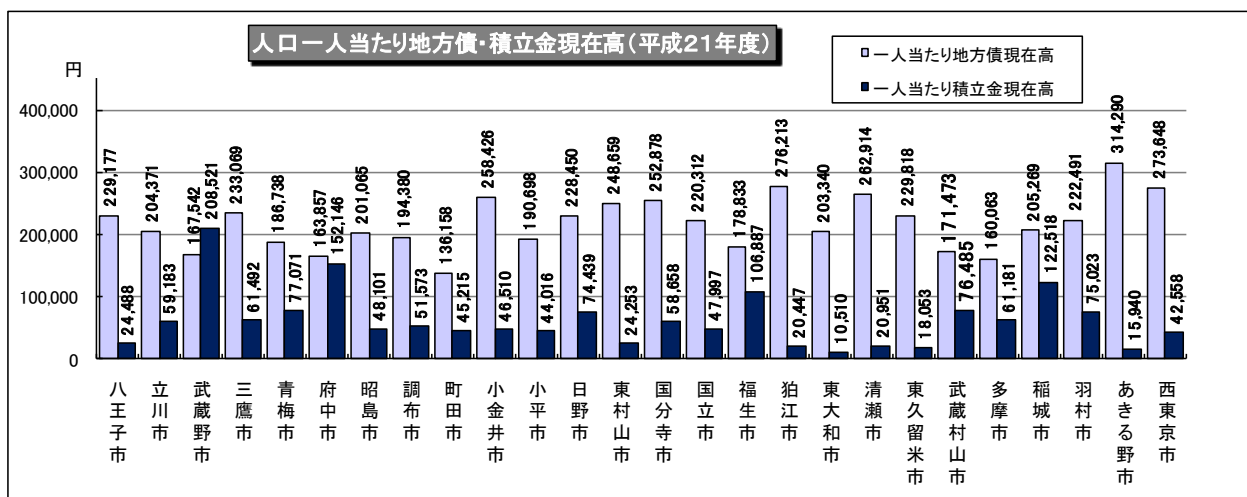


(5) 各市の普通会計決算の状況（平成21年度・主要財政指標）

（単位：人，千円，％）

区分 市名	人口	歳出合計	地方債 現在高	積立金		公債費 比率	公債費 負担比率	経常収支 比率	財政力 指数
				現在高	うち財調				
八王子市	551,216	192,112,850	126,326,133	13,498,084	7,011,912	8.6	12.4	87.1	1.032
立川市	174,346	72,950,093	35,631,230	10,318,351	5,074,915	7.8	10.9	90.6	1.246
武蔵野市	135,065	57,260,843	22,629,091	28,163,848	6,260,368	2.3	6.8	86.4	1.605
三鷹市	176,820	61,863,322	41,211,233	10,873,102	3,512,004	7.6	10.4	88.3	1.257
青梅市	138,263	49,718,136	25,818,956	10,656,009	1,453,298	2.5	5.9	95.7	0.974
府中市	245,438	85,565,774	40,216,803	37,342,289	4,396,224	4.3	7.1	86.1	1.341
昭島市	111,265	40,401,137	22,371,547	5,351,964	2,489,758	6.2	9.1	96.9	1.119
調布市	217,081	76,150,096	42,196,137	11,195,555	4,357,964	5.7	8.1	91.0	1.351
町田市	417,919	126,627,552	56,902,863	18,896,363	6,404,812	4.2	8.0	89.5	1.153
小金井市	111,820	37,231,571	28,897,188	5,200,699	2,135,931	7.3	10.2	93.4	1.158
小平市	179,120	53,188,651	34,157,873	7,884,071	2,686,339	8.8	11.7	96.7	1.070
日野市	174,572	57,417,561	39,880,957	12,994,915	3,289,077	5.5	8.5	91.4	1.072
東村山市	150,450	44,461,295	37,410,678	3,648,789	1,387,336	9.6	13.0	91.1	0.873
国分寺市	116,182	38,773,947	29,379,919	6,815,005	2,209,842	9.9	12.8	98.1	1.095
国立市	72,899	25,617,481	16,060,508	3,498,935	1,151,221	7.2	11.0	95.8	1.068
福生市	58,023	21,453,086	10,376,426	6,201,904	1,641,279	5.6	8.5	99.6	0.792
狛江市	76,251	23,396,513	21,061,516	1,559,073	418,604	13.0	15.7	95.8	0.926
東大和市	82,734	25,266,188	16,823,118	869,546	681,272	8.7	11.3	95.7	0.950
清瀬市	72,734	26,913,307	19,122,753	1,523,885	805,897	9.1	12.0	95.3	0.732
東久留米市	114,754	34,824,881	26,372,568	2,071,667	648,498	10.3	12.9	96.9	0.869
武蔵村山市	70,150	24,350,929	12,028,806	5,365,413	1,045,684	6.2	9.1	94.4	0.886
多摩市	145,596	47,680,994	23,304,510	8,907,714	1,430,413	4.7	8.3	91.2	1.237
稲城市	82,543	28,608,306	16,943,533	10,113,036	3,406,320	6.6	9.4	85.7	0.967
羽村市	56,077	20,354,961	12,476,636	4,207,070	1,642,716	6.3	8.8	101.3	1.121
あきる野市	81,086	29,120,043	25,484,493	1,292,485	220,730	12.4	14.3	98.7	0.804
西東京市	191,614	63,644,385	52,434,797	8,154,768	3,387,226	6.3	12.1	91.1	0.968
26市合計	4,004,018	1,364,953,902	835,520,272	236,604,540	69,149,640	186.7	268.3	2,423.8	27.666
26市平均	154,001	52,498,227	32,135,395	9,100,175	2,659,602	7.2	10.3	93.2	1.064

※人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口。財政力指数は、3年度間の平均値。



（参考）財政指標の説明

【公債費比率】

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、標準財政規模（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）に占める公債費に充当された一般財源（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）の割合。

なお、類似の指標である公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、この比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

【経常収支比率】

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

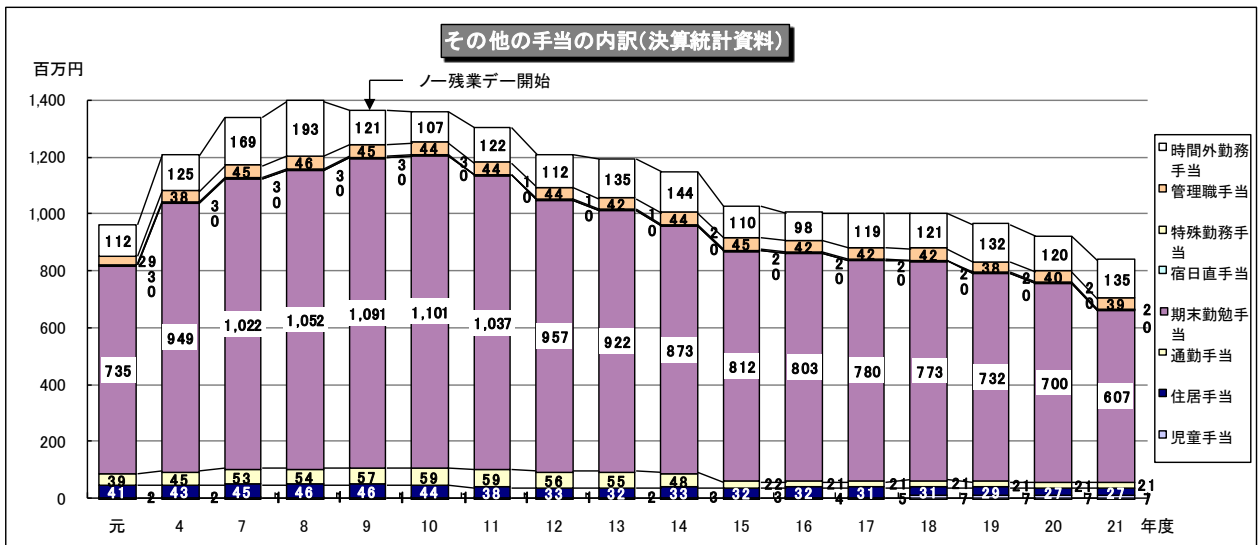
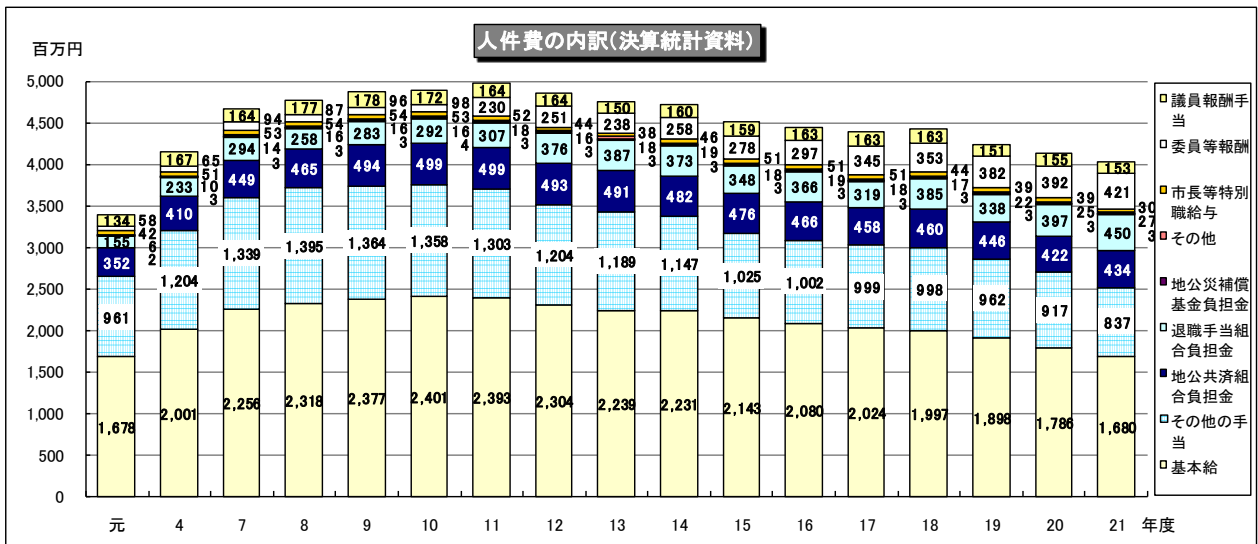
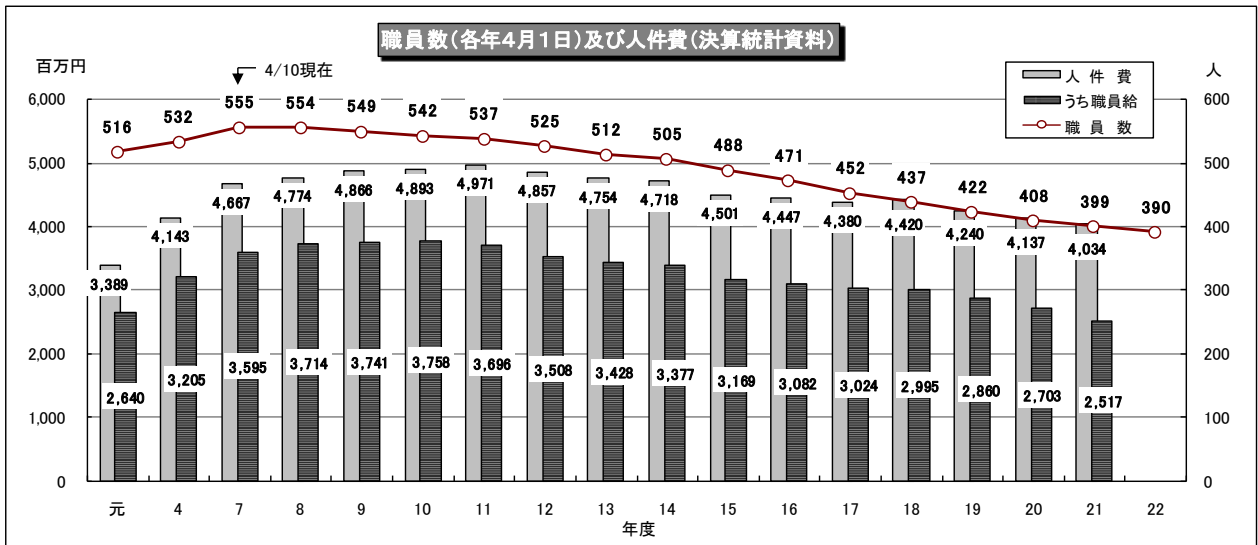
【自主財源比率】

地方公共団体における財政基盤の安定性や行政活動の自律性を判断する指標で、歳入総額に占める自主財源の割合。自主財源比率が高いほど、財政運営の自主性と安定性が確保されていることになる。

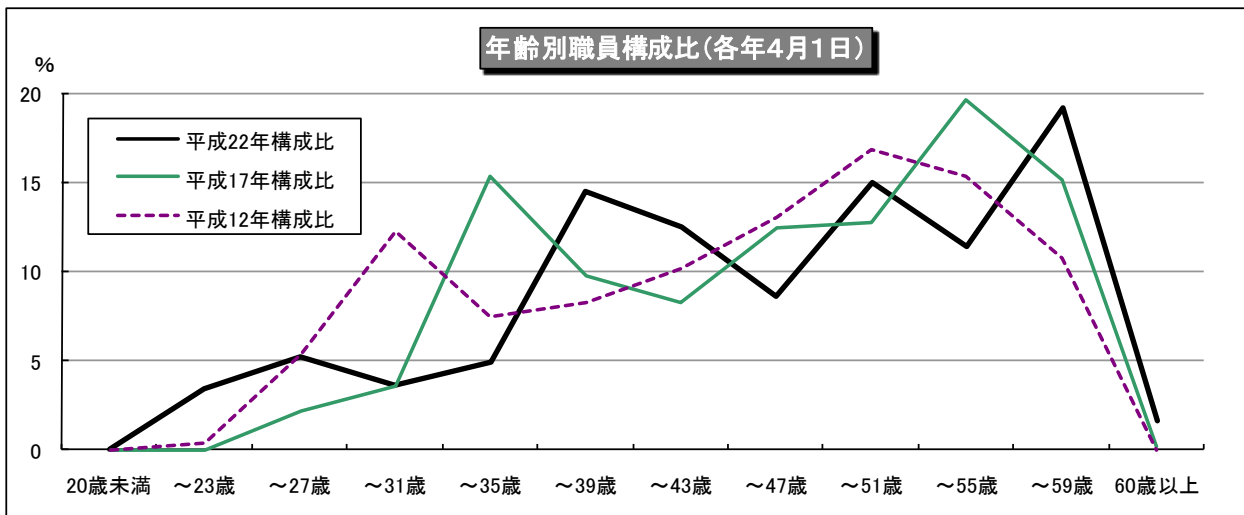
自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入等がこれにあたる。

2 本市の職員数の状況

(1) 職員数及び人件費の推移



(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）

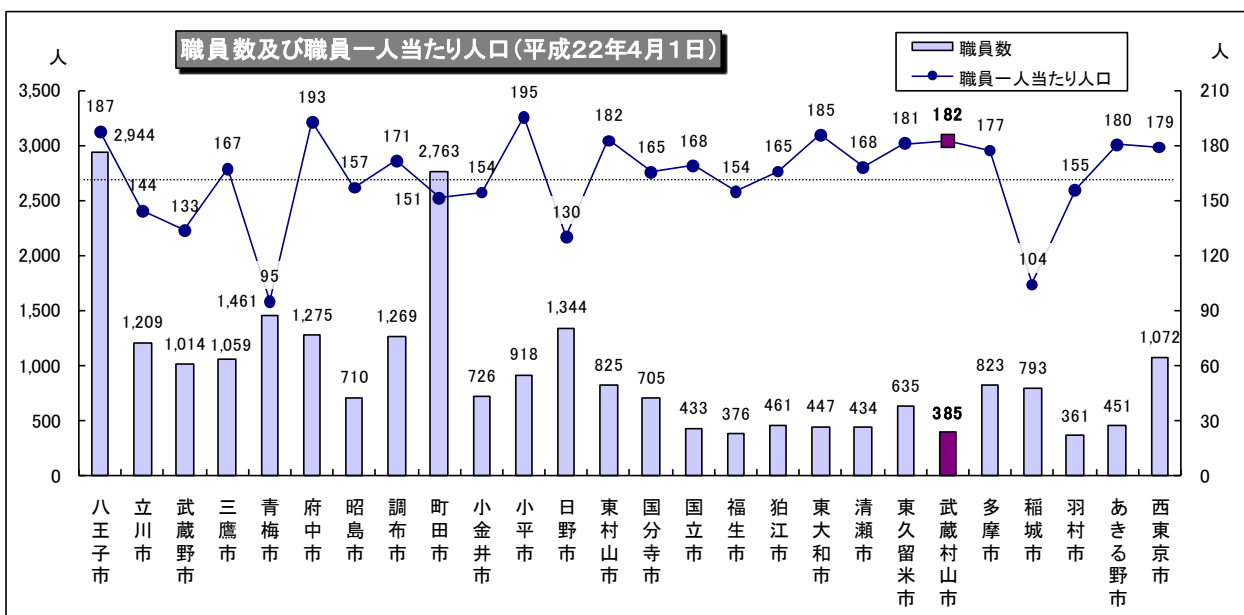


(単位：人，%)

区分		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		未満	~23歳	~27歳	~31歳	~35歳	~39歳	~43歳	~47歳	~51歳	~55歳	~59歳	以上	
平成22年	職員数	0	13	20	14	19	56	48	33	58	44	74	6	385
	構成比	0.0	3.4	5.2	3.6	4.9	14.5	12.5	8.6	15.1	11.4	19.2	1.6	100.0
平成17年 (5年前)	職員数	0	0	10	16	69	44	37	56	57	88	68	1	446
	構成比	0.0	0.0	2.2	3.6	15.5	9.9	8.3	12.6	12.8	19.7	15.2	0.2	100.0
平成12年 (10年前)	職員数	0	2	28	64	39	43	53	68	88	80	56	0	521
	構成比	0.0	0.4	5.4	12.3	7.5	8.3	10.2	13.1	16.9	15.4	10.7	0.0	100.0

※一般職に属する職員数（教育長を含む。）であり、一部事務組合への派遣職員は含まない。

(3) 各市の職員数の状況



※平成22年地方公共団体定員管理調査及び住民基本台帳人口（平成22年3月31日現在）を基に作成

議題 1 会長及び副会長の互選について

このことについて、武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱（平成17年武蔵村山市訓令（乙）第107号）第4条第1項の規定に基づき、会長及び副会長を委員の互選により選任する。

1 会長の互選

会 長 _____

2 副会長の互選

副会長 _____

(参考)

○武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱 - 抄 -

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

議題 2 会議の公開に関する運営要領の制定について

このことについて、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁）第8条の規定に基づき、武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関する運営要領を定める。

○武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

（非公開情報の承認）

第3条 会長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

（会議の一部公開）

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

（傍聴の許可）

第5条 会長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 会長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（参考）会議録等の公表

行財政運営懇談会の会議録（要旨）及び会議資料については、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項の規定に基づき、市ホームページ及び市政情報コーナーにおいて公表する。

○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

(平成19年6月11日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。）第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。

5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者(以下「傍聴者」という。)に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

(傍聴者の遵守事項等)

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

(会議公開運営要領の制定)

第8条 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

(会議開催情報の公表の方法)

第9条 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報(第3号様式)を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

(会議録の作成)

第10条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

(1) 第4号様式に準ずること。

(2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。

(3) 発言者の氏名(職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。)は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

(会議録の承認)

第11条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

(会議録等の公表)

第12条 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

- (1) 電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの

2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第2章第1節に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。

(審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針（平成10年10月6日市長決裁）
- (2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針（平成11年1月12日市長決裁）
- (3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針（平成11年1月12日市長決裁）

(経過措置)

3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

様式 一略一

(参考 1)

○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針 - 抄 -

(会議の公開)

第 1 1 条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成 1 8 年武蔵村山市条例第 2 0 号）第 8 条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

(会議開催情報の公表)

第 1 2 条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

(会議録等の公表)

第 1 3 条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(参考 2)

○武蔵村山市議会傍聴規則 - 抄 -

(傍聴できない者)

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定めるもののほか議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻などを着用しないこと。
- (3) 飲食や喫煙をしないこと。
- (4) 会議における討論などに対して、賛否を表明したり拍手をしないこと。
- (5) 私語、談笑などを慎むこと。
- (6) 決められた出入口以外からは、出入りしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

議題3 その他

1 次回以降の会議の開催日程

第2回 平成23年 1月 日 () 時 分 ~

第3回 平成23年 1月 日 () 時 分 ~

平成23年1月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

平成23年2月

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	1	2	3	4	5

2 その他